

お客様各位

『労災保険請求の手続と理論—その審理の基本構造と実務上の重要論点—』記載誤りのお詫びと訂正について

『労災保険請求の手続と理論—その審理の基本構造と実務上の重要論点—』(2024年12月刊)の内容の一部に誤りがございました。お客様にはご迷惑をおかけしまして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

訂正箇所	訂正前	訂正後
P118 「(6) 調整を行う期間・ア 求償の場合」の項目中、119 頁1行目～5行目	(6) 調整を行う期間 ア 求償の場合 労働災害発生後 3 年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後 3 年以内に保険給付を行ったものを限度として、求償の支給調整が行われる (平成 17 年 2 月 1 日付け厚生労働省労働基準局長通達「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」〔基発 0201009 号〕)。 求償期間を 3 年としている趣旨は、第三者に対する求償権の行使は、被災労働者等が第三者に対して有する民事上の損害賠償請求権を国が取得して行われるものであり、民法 724 条 1 号の規定に基づきその請求権の時効期間が 3 年とされていることを考慮したものである。	(6) 調整を行う期間 ア 求償の場合 労働災害発生後 3 年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後 3 年以内に保険給付を行ったものを限度として、求償の支給調整が行われる (平成 17 年 2 月 1 日付け厚生労働省労働基準局長通達〔 基発第 0201009 号 〕) とされていた。 求償期間を 3 年とした趣旨は、国が取得して求償を行う被災労働者の第三者に対する損害賠償請求権の時効期間が民法 724 条 1 号で 3 年とされていたためである。なお、令和 2 年 4 月 1 日施行の改正民法 724 条の 2 により時効期間は 5 年となり、上記の「3 年」は「5 年」と改められた。

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp> TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640